

3 介護予防及び疾病予防の推進

この度の、介護保険制度の見直しでは、急増する高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送るため「予防重視型システム」に転換されました。具体的には、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進し、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を行い活動的な高齢期を目指す「地域支援事業」が創設されました。

また、介護認定においては、軽度者の大幅な増加に伴い軽度者に対する状態の改善に向けた「新予防給付」が創設されるなど、2つのシステムにより一貫性・連続性のある介護予防を目指します。

そのため、公平・中立な立場から、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的支援事業、任意事業などを行う中核機関としての地域包括支援センターが関与します。

新市においては、高齢者が住み慣れた家庭や地域で元気に暮らしていくことができるよう、介護予防施策を推進していきます。

